

別紙1①(25西福第3307号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
1	審査請求に係る調査について(回答)	(2ページ目) 施行文案 記書きの「2」(1)	審査請求人の住所、氏名及び年齢	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できるものであるため
2	審査請求に係る調査について(回答)	(2ページ目) 施行文案 記書きの「2」(4)(5)	審査請求の理由	条例第7条 第2号	審査請求に至った理由が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。
3	審査請求に係る調査について(回答)	(3ページ目) 決定原義 記書きの「3」(1)	保護開始年月日	条例第7条 第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため
4	審査請求に係る調査について(回答)	(4ページ目) 保護開始決定通知書 (控)	ケース番号、住所、世帯主氏名 1 保護の種類・程度及び方法のうち 程度 介護費本人支払額 医療費本人支払額 2 保護を開始したとき 3 保護をきめたわけのうち 世帯の保護基準 収入認定額 追加支給額(内訳・合計)	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
5	審査請求に係る調査について(回答)	(6ページ目) 保護変更決定通知書 (控)	ケース番号、住所、世帯主氏名 1 保護の種類・程度及び方法のうち 程度 本人支払額 介護保険料 介護費本人支払額 医療費本人支払額 3 保護をきめたわけのうち 世帯の保護基準 収入認定額	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
6	審査請求に係る調査について(回答)	(8ページ目) 保護決定調書	調書番号、ケース番号、世帯主氏名、 住所	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
7	審査請求に係る調査について(回答)	(8ページ目) 保護決定調書	氏名、生活基準、住宅基準、教育基準、 生業基準、各基準の計、収入認定額、 収入認定額算出内訳、扶助決定額、 本人支払額、施設事務費、一時扶助、 8月分支給額	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
8	審査請求に係る調査について(回答)	(9ページ目) 生活基準額計算根拠	調書番号、地区名、ケース番号、世帯 主名 NO、名前、性別、年齢、基準(生活、 級地、冬)、基準額①(第一類費、第二類 費)、基準額②(第一類費、第二類費)、 日用品費等、計算根拠、新計算外基準 額(ア)、 新基準計算根拠(イ)のうち 【基準額①】及び【基準額②】の各第1 類費及び第2類費 合計額	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
9	審査請求に係る調査について(回答)	(10ページ目) 審査請求に係る調査 について(照会)	審査請求人の氏名	条例第7条 第2号	特定の個人を識別できるものであるため

別紙1①(25西福第3307号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
10	審査請求に係る調査について(回答)	(11ページ目) 審査請求書	提出日、審査請求人の住所、氏名、印鑑、年齢、処分に対して私が言いたいこと、第2「審査請求の理由」	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
11	審査請求に係る調査について(回答)	(12ページ目) 保護変更決定通知書	ケース番号、住所、世帯主氏名 1 保護の種類・程度及び方法のうち 程度 本人支払額 介護保険料 介護費本人支払額 医療費本人支払額 3 保護をきめたわけのうち 世帯の保護基準 収入認定額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1②(27西福第3656号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
1	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(2ページ目) 弁明書	<ul style="list-style-type: none"> ・11行目の一部 ・16行目～17行目の一部 ・19行目～20行目の全部 ・21行目の一部 ・22行目の全部 ・23行目の一部 ・25行目～30行目の記号を除く部分 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
2	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(3ページ目) 弁明書	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目～3行目の記号を除く部分 ・5行目～10行目の記号を除く部分 ・12行目～16行目の記号を除く部分 ・18行目の全部 ・19行目の一部 ・22行目～23行目の一部 ・26行目の一部 ・27行目～28行目の全部 ・29行目～31行目の一部 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
3	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(4ページ目) 弁明書	<ul style="list-style-type: none"> ・5行目～11行目の記号を除く部分 ・12行目の一部 ・14行目～19行目の記号を除く部分 ・20行目の一部 ・21行目～22行目の記号を除く部分 ・23行目の一部 ・24行目～29行目の記号を除く部分 ・30行目の一部 ・32行目～33行目の記号を除く部分 ・34行目の一部 ・35行目～36行目の記号を除く部分 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
4	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(5ページ目) 弁明書	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目～7行目の全部 ・8行目～9行目の記号を除く部分 ・10行目の一部 ・12行目の記号を除く部分 ・13行目の一部 ・14行目の記号を除く部分 ・15行目の一部 ・16行目の記号を除く部分 ・17行目の一部 ・19行目～21行目の記号を除く部分 ・22行目の一部 ・24行目～28行目の記号を除く部分 ・29行目の一部 ・31行目～33行目の記号を除く部分 ・34行目の一部 ・36行目の記号を除く部分 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
5	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(6ページ目) 弁明書	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目～5行目の全部 ・6行目の一部 ・8行目～9行目の記号を除く部分 ・10行目の一部 ・12行目～14行目の記号を除く部分 ・15行目の一部 ・16行目～17行目の記号を除く部分 ・18行目の一部 ・19行目～22行目の記号を除く部分 ・23行目の一部 ・26行目～29行目の記号を除く部分 ・30行目の一部 ・32行目の記号を除く部分 ・33行目の一部 ・34行目～35行目の記号を除く部分 ・36行目の一部 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
6	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(7ページ目) 弁明書	<ul style="list-style-type: none"> ・2行目の記号を除く部分 ・3行目の一部 ・5行目の一部 ・7行目～12行目の記号を除く部分 ・13行目の一部 ・14行目～29行目の記号を除く部分 ・30行目の一部 ・32行目～34行目の全部 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1②(27西福第3656号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
7	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(8ページ目) 弁明書	・1行目～6行目の全部 ・7行目の記号を除く部分 ・8行目の一部 ・10行目の一部 ・11行目の全部 ・12行目の一部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
8	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(9ページ目) 弁明書	・6行目の一部 ・7～8行目の全部 ・9行目～16行目の記号を除く部分 ・18行目の一部 ・19行目の全部 ・24行目の記号を除く部分 ・31行目の記号を除く部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
9	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(10ページ目) 証拠書類1 保護開始決定通知書(控)	調書番号、住所、氏名、文書番号、日付け、1保護の程度、介護費本人支払額、医療費本人支払額、2保護開始年月日、3世帯の保護基準、収入認定額、保護開始理由	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
10	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(12ページ目) 証拠書類2	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
11	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(13ページ目) 証拠書類2	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
12	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(14ページ目) 証拠書類2	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
13	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(18ページ目) 証拠書類4 返還金決定通知書	宛名、文書番号、年月日、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還案免除額、返還決定額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
14	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(27ページ目) 証拠書類7 別冊問答集《抜粋写し》	全部	条例第7条第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため
15	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(28ページ目) 証拠書類7 別冊問答集《抜粋写し》	全部	条例第7条第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため

別紙1②(27西福第3656号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
16	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(30ページ目) 甲1号証 返還金決定通知書	宛名、文書番号、年月日、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還案免除額、返還決定額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
17	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(31ページ目) 証拠書類8	全部	条例第7条第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため
18	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(32ページ目) 証拠書類8	全部	条例第7条第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため
19	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(33ページ目) 弁明書及び関係資料の提出について	審査請求人氏名	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため
20	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(34ページ) 審査請求書	<ul style="list-style-type: none"> 日付 審査請求人住所、氏名、年齢 審査請求代理人住所、氏名、電話番号、FAX番号 審査請求に係る生活保護費返還決定処分年月日 審査請求に係る処分があったことを知った日 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
21	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(34ページ目) 審査請求書	<ul style="list-style-type: none"> 日付 審査請求人代理人印影 	条例第7条第4号	犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため
22	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(35ページ目) 審査請求書	<ul style="list-style-type: none"> 7行目の一部 8行目～9行目の全部 11行目～23行目の記号を除く部分 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
23	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(36ページ目) 審査請求書	<ul style="list-style-type: none"> 記号を除く部分 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
24	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(37ページ目) 審査請求書	<ul style="list-style-type: none"> 記号を除く部分 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
25	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(38ページ目) 審査請求書	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1②(27西福第3656号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
26	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(39ページ) 審査請求書	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
27	審査請求に係る弁明書及び関係書類の提出について(回答)	(41ページ) 返還金決定通知書	宛名、文書番号、年月日、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還案免除額、返還決定額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
1	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(2ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について(回答)(案)	導入文の一部、本文の一部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
2	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(3ページ目から4ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について(回答)案	本文の一部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
3	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(5ページ目から7ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について(回答)案	本文のうち、項目番号、「本件処分の違法性」の見出し及び記載事実認否の結論を除く部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
4	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(8ページ目から10ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について(回答)案	本文の一部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
5	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(10ページ目) 27西福第4531号平成27年11月20日訴訟資料の調査について(回答)案文	証拠書類(2)	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
6	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(12ページ目) 証拠書類(1) 保護開始決定通知書(控)(写し)	調書番号、住所、氏名、文書番号、日付け、 1保護の程度、介護費本人支払額、医療費本人支払額 2保護開始年月日 3世帯の保護基準、収入認定額、保護開始理由	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
7	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(13ページ目) 証拠書類(2)	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
8	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(14ページ目) 証拠書類(2)	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
9	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(15ページ目) 証拠書類(2)	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
10	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(16ページ目) 証拠書類(3) 第3号様式(第2条関係)保護決定調書	ふりがな、世帯主氏名、居住地(現在地)、地区名、世帯番号、金融機関名、民生児童委員名	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
11	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(17ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書	調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、11月分支給額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
12	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(18ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書	調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、12月分支給額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
13	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(19ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書	調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、12月分支給額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
14	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(20ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係)保護決定調書	調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
15	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(21ページ目) 証拠書類(3) 様式第4号(第2条関係))保護決定調書	調書番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、事由、氏名(年齢)、生活基準、住宅基準、教育基準、生業基準、生・住・教・生業計、収入認定額、収入認定額算出内訳、扶助決定額、本人支払額、施設事務費、一時扶助、過支給額及び処理方法、8月分支給額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
16	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(22ページ目) 証拠書類(4) 保護金品支給台帳	地区、ケース番号、世帯主氏名、住所、支給年月日(自)及び(至)、表・支給年月、支給年月日、定例追給区分、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助、一時扶助、合計、備考	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
17	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(23ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	開始年月日、世帯番号、氏名、ふりがな、担当年度	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
18	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(24ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	記事部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
19	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(25ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	記事部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
20	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(26ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	記事部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
21	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(27ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	記事部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
22	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(28ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	記事部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
23	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(29ページ目) 証拠書類(5) ケース記録(抜粋、写し)	記事部分	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
24	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(30ページ目) 証拠書類(6) 返還金決定通知書	宛名、文書番号、年月日、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還案免除額、返還決定額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
25	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(31ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し)	戸籍謄本の全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
26	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(32ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し)	戸籍謄本(附票)の全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
27	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(33ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し)	住民票の全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
28	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(34ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し)	住民票の全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
29	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(35ページ目) 証拠書類(7) 戸籍謄本、住民票及び貸室賃貸借契約書(写し)	貸室賃貸借契約書の全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
30	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(37ページ目) 証拠書類(8) 生活保護運用事例集(抜粋 写し)	抜粋ページの全部	条例第7条第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため
31	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(48ページ目) 証拠書類(12) 生活保護手帳 別冊 問答集(抜粋 写し)	抜粋ページの全部	条例第7条第2号	他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものであるため
32	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(52ページ目) 総務局訴務担当部長 発出、訴訟資料の調査について(照会)	原告氏名、事件名、事件番号	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
33	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(54ページ目) 第1回口頭弁論期日 呼出状及び答弁書 催告状	事件番号、事件名、原告	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
34	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(55ページ目) 訴状	原告訴訟代理人氏名	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため
35	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(55ページ目) 訴状	原告訴訟代理人印影	条例第7条第4号	犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため
36	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(55ページ目) 訴状	訴訟物の額及び貼用印紙代の額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
37	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(55ページ目) 訴状	訴訟の趣旨の処分年月日	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
38	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(55ページ目) 訴状	訴訟の原因のはじめにの本文	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
39	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(56ページ目) 訴状	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目～8行目 ・10行目 ・13行目～23行目 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
40	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(57ページ目) 訴状	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目～20行目 ・21行目の一部 ・22行目 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
41	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(58ページ目) 訴状	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
42	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(59ページ目) 訴状	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
43	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(60ページ目) 訴状	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
44	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(61ページ目) 訴状	全部	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
45	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(62ページ目) 訴状	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目～14行目 ・15行目の一部 ・16行目～24行目 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
46	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(63ページ目) 訴状	<ul style="list-style-type: none"> ・1行目 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
47	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(64ページ目) 当事者目録	<ul style="list-style-type: none"> ・原告 住所、氏名 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
48	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(64ページ目) 当事者目録	<ul style="list-style-type: none"> ・原告訴訟代理人 住所、氏名 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため
49	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(65ページ目) 原告準備書面(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・事件番号 ・原告氏名 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
50	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(65ページ目) 原告準備書面(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・原告訴訟代理人氏名 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため
51	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(65ページ目) 原告準備書面(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・原告訴訟代理人印影 	条例第7条第4号	犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため
52	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(67ページ目) 証拠説明書(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・事件番号 ・原告氏名 ・原告訴訟代理人氏名 ・甲2及び甲3の立証趣旨 	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
53	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(67ページ目) 証拠説明書(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・原告訴訟代理人、氏名、印影 	条例第7条第4号	犯罪の予防、鎮圧捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあるため

別紙1③(27西福第4531号)非開示部分及び非開示理由

No.	公文書の件名	開示しない情報を含む部分	開示しない部分	根拠規定	当該規定を適用する理由
54	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(68ページ目) 甲1号証 返還金決定通知書	宛名、文書番号、年月日、返還金を決定した理由、返還対象額、算出内訳、返還案免除額、返還決定額	条例第7条第2号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
55	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(77ページ目) 甲2号証 裁決書(審査請求)	全部	条例第7条第3号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため
56	訴訟資料の調査について(回答)及び関係資料の提出について	(78ページ目～84ページ目) 甲3号証 裁決書(再審査請求)	全部	条例第7条第3号	特定の個人を識別できるものであるため 特定の個人を識別できる情報及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることでなお個人の権利利益を侵害するおそれのある情報であるため